

令和6年度 第3回苫小牧市子ども・子育て審議会 会議録

開催日時 令和6年11月14日(木) 18:00から19:20まで

開催場所 苫小牧市役所本庁舎2階 入札室・21会議室

出席者

・審議会委員 13名

小原会長、岡田委員、草場委員、工藤委員、今田委員、佐々木委員、佐藤委員、下山委員、高橋委員、辻川委員、戸出委員、樋口委員、渡邊委員

・関係職員 14名

健康こども部長、健康こども部次長、こども家庭支援室長、教育部参事、こども育成課長、こども支援課長、青少年課長、健康支援課長、こども育成課長補佐、青少年課長補佐、健康支援課長補佐、健康支援課副主幹、こども育成課主査2名

・オブザーバー 1名

ぎょうせい 澤村上席主任研究員

・傍聴人 1名

1 開会

(司会)

お時間となりましたので、ただいまから「令和6年度 第3回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただく、こども育成課の桑村と申します。よろしくお願いいたします。
まずはじめに、野見山健康こども部長より御挨拶申し上げます。

2 健康こども部長挨拶

(健康こども部長)

どうも皆さまこんばんは

健康こども部長の野見山でございます。

本日はお忙しいところ、第3回の審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、こども家庭庁では11月を秋のこどもまんなか月間と位置づけており、子どもや子育て世帯を、社会全体で支える気運をさらに醸成すべく、企業・個人・自治体等との取り組みの輪を広げて行くこととしていただいております。

本市ではオレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーンを実施し、地元市での広報など集中的な啓発活動に取り組んでいるほか、青少年に対する指導等強化するなど、社会全体で子供を支える気運の醸成に、取り組んで参りたいと考えているところでございます。

本日は、小規模保育施設の整備に対する考え方のほか、現在策定中の第3期子ども・子育て支援事業計画の素案をお示しさせていただくとともに、令和7年度の教育・保育施設の利用定員の変更について御審議をいただきたいと考えているところでございます。

それぞれのお立場から御意見や、御提案をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

3 会議の成立

ありがとうございます。ここで、会議の成立について、御報告いたします。

遠藤委員、保坂委員は本日欠席となります。

苫小牧市子ども子育て審議会条例第6条第2項において、会議は委員の過半数以上が出席しなけ

れば、開催できないことが規定されておりますが、本日は、委員15人中13人と、過半数以上の委員が出席されておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。

議事に入ります前に、資料の訂正がございます。「資料2 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の素案について」ですが、該当ページの差し替えを、机上に配布させていただいております。P17の(3)性別・年齢別労働力率の説明文に誤りがありました。差し替えをお願いいたします。また、資料4の2ページ、中段に認定こども園(2施設)と記載されていますが、正しくは3施設となります。訂正をお願いいたします。

それでは議事に入りますが、ここからは小原会長に進行をお願いいたしますので、議長席へ移動して、議長をお願いいたします。

4 議事

(議長)

それでは、ここからは、私が進めさせていただきます。

本日は、議事の説明と質疑を行い、午後8時を目途に終了を予定しております。また、この審議会の議事録を苫小牧市のホームページで公開いたしますので、よろしくお願いします。

では、次第3の議事に入ります。

(1) 小規模保育施設の整備について、事務局から説明をお願いします。

(こども育成課主査)

こども育成課の若生です。

それでは、議事(1)の小規模保育施設の整備について説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

本議事につきましては、第2期の施設整備の振り返りと、それを踏まえた今後の対応を趣旨とした説明となります。

まず、1の経緯でございますが、第2期事業計画では、3歳未満児(3号認定)に対する保育の確保方策の1つとして、「小規模保育施設の整備状況」の表のとおり整備を進めてきました。

令和5年度までは計画どおりの整備となっておりますが、今年度の実績としましては、計画値よりも1つ少ない14施設となっております。

要因としましては、令和5年度の6月に、令和6年度に開設させるため、2園の整備及び運営の事業者を公募しましたが、1園のみの採択となりました。

9月にも1園再公募を実施しましたが不採択、令和6年度4月にも再々公募し、応募がなかった状況です。

次に、2の今後の対応でございますが、現況を整理しますと、将来の出生数の減少や人材確保の懸念、幼稚園から認定こども園への移行の進行、物価及び建設費用の高騰などから、新規参入に消極的な状況になっていると判断しており、対応策といたしましては、第2期事業計画期間に予定されていた整備は、当面の間、凍結いたします。

また、第3期事業計画では、これまで御審議していただいたとおり、現行の教育・保育施設により確保方策を講じることを基本といたしますが、社会情勢等で状況が変わる可能性がございますので、今後の保育動向を注視し、第3期事業計画中間見直しの際に、あらためて整備の必要性について判断してまいりたいと考えております。

以上が議事(1)の説明となります。

(議長)

(1) 小規模保育施設の整備について、説明がありました。何か、御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

では、質問がないようですので、議事のほうを進めさせていただきます。

次は、(2) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の素案について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(こども育成課主査)

それでは、議事(2) 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の素案について説明させていただきます。前回の審議会では次期計画の骨子案ということで、素案よりも簡素なものをお示しさせていただきましたが、今回の審議会では、次期計画の素案を御説明させていただきます。本日、御説明します素案は実質、本審議会でお示ししますのは最終案になります。

資料2をご覧ください。

資料2は全て説明することは時間的にも難しいため、要点を絞って説明いたします。

目次の次にあります1ページをご覧ください。「第1章 計画策定にあたって」になります。計画の背景と趣旨、位置づけ、計画期間等で構成されたものとなっています。次に3ページをご覧ください。計画策定の背景と趣旨になります。ポイントとしては、3行目から記載がありますように、本市の現状としては、出生者数の減少は続いており、令和4年には出生者数が1,000人を切り、令和5年には897人となっていること、それと同時に、婚姻率の低下や核家族の増加、ひとり親世帯の増加など、結婚や家族に対する意識の変化は続いていると考えられます。続きまして、4段落目、上から11行目になります。国は平成27年度から子ども・子育て支援新制度を開始し、さらに令和5年4月には「こども基本法」の施行に合わせ、こども家庭庁が創設され「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども未来戦略」を策定するなど、子どもや子育て当事者の支援の強化が進められている中、本市でも、平成27年度から苫小牧市子ども・子育て支援事業計画を策定し取り組んでまいりましたが、今年度をもって、第2期事業計画が終了することから、新たに「第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市の現状に即した子育て関連施策を推進することとしております。4ページと5ページにつきましては、前回の審議会の骨子案にて説明しておりますので、省略いたします。

次に7ページをご覧ください。「第2章 苫小牧市の子ども・子育てを取り巻く環境」ですが、第2章では人口や世帯数、就労の状況、教育・保育施設の利用状況、地域子ども・子育て支援事業の現在の状況についてなどの統計資料を記載しております。

9ページをご覧ください。人口の推移のグラフから苫小牧市の人口が減少し続けており、15歳未満人口が20年間で6,019人減少しています。

次に11ページの表をご覧ください。この表は子どもの人口の推移ですが、0歳児の欄をご覧ください。0歳児の人口の実績値は、令和2年度は1,097人でしたが、令和6年度は861人となっております。5年間で生まれてくる子どもの数が236人減っております。

次に12ページ下のグラフをご覧ください。このグラフは子どもがいる世帯数の推移と母子世帯・父子世帯数の推移のグラフですが、子どもがいる世帯数は減少傾向が続いており、令和2年までの20年間で18歳未満の親族がいる世帯及び6歳未満の親族のいる世帯が20%以上減少しております。また、母子世帯・父子世帯数は令和2年までの20年間で20%以上増加しております。

次に17ページ下のグラフをご覧ください。このグラフは年齢別労働力の推移のグラフですが、男性の労働力は25～29歳から55～59歳の各年齢層で、令和2年の労働力率が平成27年の労働力を下回っており、女性グラフはすべての年齢で令和2年の労働力率が平成27年の労働力率を上回っている状況です。

次の18ページから25ページは第2期事業計画の教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策、実績、子ども・子育て支援施策の評価について記載しております。教育・保育施設については、18ページから19ページに記載していますが、要点をまとめますと、1号認定、2号認定、3号認定の1・2歳児はニーズに対して確保方策により対応できていますが、

0歳児は、施設整備により、受け入れ増を実現できているものの、ニーズに対する不足分は第3期事業計画で確保方策を実施していきます。20ページから25ページの地域子ども・子育て支援事業では、新型コロナウイルスの影響により、実績が確保方策よりも下回っている事業もありますが、希望する受け入れはできている状況です。

次に26ページから32ページでは昨年度、実施しましたニーズ調査結果の概要を記載しております。27ページをご覧ください。このグラフは母親・父親の就労状況の平成30年調査との比較となっています。未就学児、小学生の母親がいずれも就労の割合が平成30年に比べ伸びており、特にフルタイムで就労している母親が増えています。

次に29ページをご覧ください。子どもを見てもらえる人の有無についての平成30年調査との比較ですが、未就学児は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」割合が下がっており、「いずれもない」が未就学児、小学生ともに増えています。

次に31ページをご覧ください。未就学児保護者が市に期待する子育て支援施策の平成30年度調査との比較ですが、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が、令和5年度調査で9.4ポイント減少しております。また、「子どもが病気や回復期のときに預かってくれる保育サービスを増やしてほしい」は、6.2ポイント増えています。

続きまして、33ページと34ページにこれまで御説明してきた苫小牧市の現状を踏まえた子ども・子育て支援の課題を記載しております。課題は6個ありまして、内容は（1）親子の健康増進の支援、（2）子どもの教育・保育環境の充実、（3）それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援、（4）仕事と子育ての両立支援、（5）地域で支えあい安心して子育てができる環境づくり、（6）一人ひとりの子どもの特性や状況に配慮したきめ細かな支援となっております。そして、これらの課題とリンクするように、37ページに記載されております基本目標を6つ立てております。この6つの基本目標は第2期事業計画と同様となっておりますが、41ページから始まります第4章の中の教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業の確保方策、61ページからの第5章にあります子ども・子育て支援施策を適切に実施することにより達成していくこととなります。今年度の第1回、第2回の審議会で、教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策をお示ししましたので、説明を省略させていただきますが、第2回審議会で量の見込み及び確保方策をお示しすることができなかった「妊婦等包括相談支援事業」と「産後ケア事業」につきましては、設定することができましたので、説明いたします。

59ページをご覧ください。（16）妊婦等包括相談支援事業です。事業概要は前回、委員から御意見いただいたとおり、記載しましたので、説明は省略いたしますが、量の見込みの計算方法としましては、国の手引きのとおりとしておりまして、妊娠届出数に対して3回の面談回数を行うものとされており、妊娠届出数を見込みの出生数と同数としました。確保方策も量の見込みに対して同数としており、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えております。

次に60ページをご覧ください。（18）産後ケア事業です。事業概要の説明は省略いたしますが、量の見込みは、国の手引きでは、推計妊婦数と平均利用日数から算出することとなっておりますが、妊婦数は出生数の減少から、減少傾向にあるものの、令和6年度から利用できる期限が延長されたこと、受け入れできる事業所が1つ増えたこと、過去5年間の実績から延べ人数が拡大傾向にあることから、今後も拡大していくものとした量の見込みを設定しました。確保方策も量の見込みに対して同数としており、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えております。そのほかの新規事業につきましては、第2回審議会でお示ししたとおり、今後のニーズの把握に努めるとともに、実施する場合は、中間見直しのタイミングとは関係なく、決定した時点で計画の一部見直しを行いたいと考えております。

続きまして、第5章の子ども・子育て支援施策の推進について、御説明したいと思います。63ページをご覧ください。

まず、子ども・子育て支援施策とは、苫小牧市がお子さんや子育てをされている御家庭などに向けて行っている支援などになりますが、それぞれの基本目標に対して施策を設定しております。基

本目標 1 は 2 2 施策、基本目標 2 は 4 0 施策、基本目標 3 は 3 7 施策、基本目標 4 は 1 1 施策、基本目標 5 は 3 6 施策、基本目標 6 は 2 5 施策の合計 1 7 1 の施策を設定しております。本日は、それぞれの施策の内容についての説明は時間の都合により割愛させていただき、新規の施策である 2 3 事業のみ説明させていただきます。

それでは、6 7 ページをご覧ください。基本目標 1 の 1、「10 フッ化物洗口事業」で市内小学校において、児童にフッ化物洗口を行い、う歯予防に努めます。

次に 7 1 ページをご覧ください。基本目標 2 の 1、「24 消費者教育の推進」で小学生を対象に、市内児童センターで「お金の話講座」を実施するとともに、市のイベント等を活用して、消費者教育を推進する取り組みを行います。

次に 7 2 ページをご覧ください。基本目標 2 の 3、「27 個別最適で協働的な学びの実現に向けた I C T の効果的活用の推進」で、児童生徒の資質・能力の育成に向け、実践研究指定校によるタブレット端末を活用した公開授業や、研修講座における実践成果の発信を行います。また、I C T 活用実践例についてリーフレットを作成し、情報発信を行います。

次に 7 3 ページをご覧ください。「28 幼小連携事業」で、学校生活に適應できず精神的に不安定になる小 1 プロブлемの改善や途切れない支援を目的に幼小連携に関する研修や小学校見学会、引継会を実施します。

次に 7 6 ページをご覧ください。基本目標 2 の 8、「37 不登校対策」で、不登校の問題解決のため、教育支援センターでの個に応じた指導・支援に加え、「不登校児童生徒の支援に関する指針」に基づき教育機会の確保や支援の拡充を行います。

続きまして「38 いじめ対策」で、「苫小牧市いじめ問題子どもサミット」を開催し各校のいじめない明るい学校づくりに向けた交流や主体的に考える機会を通して、各校のいじめ撲滅に向けた取り組みにつなげます。

続きまして、7 7 ページ「39 道徳教育の推進」で、児童生徒が自己をみつめ、よりよく生きるために、人の弱さに対する理解や多様な考えを受容する心など、道徳的な判断力、心情、態度を育成し、自他の命の尊さや互いに尊重する心を養えるよう道徳教育の充実を図り、自己肯定感の高揚をねらいます。

続きまして、「40 教育相談の充実」で、保護者の学校に関する悩みや困りごとについてはスクールソーシャルワーカーを設置し、専門的な来所・電話相談業務を行うほか、指導室においても来所、及び電話等による教育相談を実施します。

次に 7 8 ページをご覧ください。基本目標 2 の 9、「42 望ましい電子メディア利活用習慣の形成」で、市 P 連との共作である「情報機器利用の約束」や令和 6 年 3 月策定の「子どもと一緒に考える安全・安心な情報機器利用のためのガイドライン」などを周知し、関係機関と連携を図りつつ、地域・家庭・学校一体となった望ましい電子メディアの利活用を啓発します。

続きまして、「43 地域との連携による学習活動の充実」で、地域社会や学校外の関係機関等との連携を図り、自然・文化・歴史等の多様な学習ニーズに対応した教育課程を編成し、実施します。

次に 8 3 ページをご覧ください。基本目標 2 の 1 2、『苫小牧市セカンドブック事業「いちねんせいへ、こころのたからばこ」』で、本市在住の小学校 1 年生に本を贈り、子どもたち自身が[読書の/本を選ぶ]楽しさを知るきっかけをつくり自発的な読書活動につなげるとともに、家族や友達と読書を通したコミュニケーションを育むことを目的として実施します。

次に 9 2 ページをご覧ください。基本目標 3 の 1、「75 中学進学祝い制服等購入助成事業」で、中学校に進学する対象児童に対し、制服等の購入費用の助成券を送付し、対象店舗で提示することで、制服等の購入費用の一部を助成します。

次に 9 8 ページをご覧ください。基本目標 3 の 8、こちらは「97 包括的相談支援」で、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、複雑・複合化した課題についても適切に他機関へつなぎ、様々な支援ニーズに対応します。

続きまして、「98 地域づくり事業」で、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地

域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施します。

続きまして、「99 関係機関・団体との連携会議」で、地域住民及びその世帯に対する支援を、就労・経済的理由・心身の状況などそれぞれの事情による課題を把握し、一体的かつ重層的に共有しながら必要な支援を行います。

なお、基本目標3の8につきましては、全て新規事業となっておりますが、現状値の記載内容については、あくまで現在想定している体制となっております、令和7年度から重層的支援体制整備事業の本稼働に向けて最終調整しております。

次に107ページをご覧ください。基本目標5の2、「119 子ども・若者支援地域協議会」で、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども及び若者に対する支援を、関係機関等と連携し、効果的かつ円滑に行う体制を構築します。

続きまして、「120 子ども・若者なんでも相談案内「KOWAKA」の充実」で、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、必要とする支援先につなぐことが可能となるよう相談体制の充実を図ります。

次に109ページをご覧ください。基本目標5の3、「124 中学校部活動の地域移行の推進」で、地域人材の活用や組織・団体との連携により、中学校部活動の地域移行を推進します。

次に110ページをご覧ください。基本目標5の4、「127 道徳教育の推進」で、子どもたちが自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己や人間としての生き方について考えを深めることができる授業改善に取り組みます。

続きまして、「128 人権教育の充実」で、子どもたちの発達段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生、及びジェンダー平等の実現に向けた環境づくりの推進に取り組みます。

次に116ページをご覧ください。基本目標5の9、「146 小学生帰宅時刻案内放送」で、市内全域の防災行政無線屋外スピーカーを利用し、小学生の帰宅時刻に関する案内放送を行います。

次に122ページをご覧ください。基本目標6の3、「160 地域支援」で、児童発達支援センターと同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターとして、発達に遅れや心配のある幼児（児童）について、親子相談を行います。また、所属機関からの希望により、保育所などや学校、通所支援事業所を巡回し、助言や相談に応じます。

次に125ページをご覧ください。基本目標6の6、「171 特別支援教育を充実させるための全教員の専門性向上」で、特別支援教育の充実のため、市内小中学校すべての教員に対して、特別支援教育に関する研修を実施し、専門性の向上を図ります。

以上で新規事業の説明は終了となりますが、第2期事業計画で終了した事業につきましては、事前にお配りしている資料3となります。詳細の説明は省略させていただきますが、9事業が終了しており、終了した理由は現行を廃止し、新規事業に再振り分けするものや、活動を終了したものなどとなっています。

なお、127ページ以降の第6章の説明につきましても、第2期と変更がないため、説明を省略させていただきます。本日御審議いただいた後は、再度市役所内部で内容の精査を行い、その後市民の皆さまへのパブリックコメントにて御意見を募集しまして、最終的な計画が完成する予定です。

第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の素案についての説明は以上になります。

（議長）

（2）今、事務局のほうから第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の素案について説明がありました。これについて、膨大な量ですけれども、皆さん、御意見あるいは質問等がございましたら。

辻川委員、よろしくお願いいたします。

（辻川委員）

すごくたくさんある、きらきらした子供向けのプランをありがとうございます。

26ページのニーズ調査について質問をしたいです。これは子供・子育てに関するニーズ調査だったと思うんですが、以前ちょっとこの審議会の中で子供向けに直接アンケートを取らないのかという提案をさせていただいたんですが、そのときのご回答、前向きにという形で、頑張りますみたいな感じだったと思うんですが、何か具体的に子供向けに直接アンケートを取るようなプランはありますでしょうか。

(小原委員長)

事務局のほうからよろしくお願いします。

(こども育成課長)

すみません、質問の前に1点ちょっと訂正させていただきたいことがあります。先ほどの説明の冒頭、今回の素案をお示しするのが最終案ということでお話しさせていただいたんですが、正確には今回の素案を、本日御審議を承認いただいた後に、パブリックコメントと、あと市議会への質疑を行って、最終案を第4回の審議会でお示しさせていただきます。その後、その審議も経て事業の計画の完成ということになりますので、そこはすみません、ちょっと説明不足です。大変申し訳ございませんでした。訂正させてください。

あと、すみません、辻川委員からいただいた質問ですけれども、今回のニーズ調査につきましては、どちらかというやはり保護者向けに子育て世代の方に質問させていただいたんですけれども、子ども計画を今後策定するかどうかというのはまだ今検討中ですが、そういった計画を策定するときであったりとか、あとは貧困対策とか、今後いろんな計画立てていく上において、子供の意見聴取というのはほぼ必須で問われているようなこともありますので、今後の計画策定において、そういった意見が反映できるようなことはしっかりやっていかなきゃいけないかなと思いますので、そういった今後の仕組みとか、そういったものの構築というのは今後検討していくような形になると思いますので、御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

(議長)

辻川委員、よろしいですか。

(辻川委員)

もう一つ質問があります。同じく、この審議会、過去の審議会の中で、子供への暴力防止について、CAPプログラムというのを導入することについて何か応援いただけないかというふうに御提案させていただきました。その件については何か進展はありましたでしょうか。

(議長)

事務局のほうからよろしくお願いします。

(教育部参事)

御質問をありがとうございます。教育部参事の東峰と申します。

CAPの導入につきましては、今現在行われております様々な、例えば防犯教室ですとか、あるいはいじめ防止に関する様々なプログラム、教育ですとか、そういったものの関係を見ながら、いろいろな取組をしている中で、子供たちの暴力に対する考え方、あるいは身の守り方、様々なことを今取り組んでいるものに、さらにというところできくと、また教育内容も膨大になっていくことから、精査していく必要もあるかなというところもあります。

また、CAPの内容はどういったものかというところも改めて現場でも理解する必要があるということもありますので、そういったところの理解からスタートしていくということも含めて検討していきたいというふうには今捉えているところでございます。

(議長)

辻川委員、よろしいですか。

(辻川委員)

ありがとうございます。私はふだん、子供食堂という団体をやっていて、子供に直接関わっているんですけども、子供たちからよく出る言葉として、大人には何も求めていないとか、どうせ意見を言っても潰されるとか、そういうふうには希望を持ってない子供たちに直面しています。

ただ、そういう気持ちになってしまうお子さんに何があったのかなと考えたら、何らかの大人から子供に対する暴力が起きてしまっているのではないかなというふうに感じるころでもあります。ただ、希望だなと思うのは、そういう不満が噴出するということは、裏を返せば本当はこうだったらいのにという希望とセットなはずだと思うんです。その希望を語るに当たって、子供たちの心理的安全性がとても大事だと感じています。

心理的安全性を大人側が保つ必要があると思いますが、そういうときに大人側に、先ほどお答えいただいたような様々な知識ですとかメンタリティーの豊かさが求められると思うんですが、特に私がCAPを推す理由は、とても分かりやすいし、一番効果的だと思うからなんです。Child Assault Preventionの頭文字を取ってCAPですけれども、子供への暴力防止プログラムといいますけど、なぜ分かりやすいかと言いますと、安心、自信、自由という短い言葉で、これが奪われたり傷ついたときに暴力が潜んでいるかもしれないよという教えなんです。とても分かりやすいと思います。なので、子供に直接このプログラムは伝えることができますし、地域の大人向けにも、そして教員向けにも、この3本柱でCAPというのは成り立っていますので、ぜひ導入していただけたら、導入しないまでもCAPのプログラムをやろうとしている市民に向けての何か応援のプランがあるといいなと思っています。

子供向けにはとても細分化されていて、未就学児向けに人形劇になっていたりとか、小学生には寸劇のような形、ティーン向けにもありますし、障害を持っている耳や目が不自由なお子さん向けだったり、軽度から中程度までの知的障害のあるお子さんでも分かりやすいようなプログラムに調整されています、少しずつ区切ったりして。なので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っています。

残念なことはいじめを苦にして凍死された廣瀬爽彩さんの事件をきっかけに、旭川市では全中学1年生にCAPプログラムを実施することが決まりましたけれども、今年からもっと早い段階からCAPをという形で、小学校3年生から取り入れることが決まったそうです。ぜひ苦小牧でも取り入れていただきたいなと思っていますし、実は苦小牧でも苦小牧CAPの準備室が立ち上がったところです。そして、教育委員会の職員さんにもお話をさせていただいたところですので、子供への暴力防止プログラムをぜひ何らかの形で応援していただけたらなと思っています。よろしくお願いします。

(議長)

ありがとうございました。

貴重な意見だと思うので、どこかの形にあれにまた考えていただくようなことで、事務局のほうとしてはそういうことでよろしいでしょうか。そのほか、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(下山委員)

今、新規事業についてご説明いただいた中で28番の幼少連携事業というのが73ページにありますが、小学校へ年長児の見学会、交流会が以前は小学校側の受け入れが難しいとのことでしばらく断られていた現実がありましたが、これを育成課で事業計画に組み込んでくださり感謝です。令和11年に44園の実施目標となっていますので、今後の幼少連携がしっかりとした体制となり、

子どもたちの小学校へのつながりが速やかになることを期待しております。

(議長)

下山委員のほうからご意見がありましたけど、何かそちらのほうで、事務局のほうで答えることがありますか。

(こども育成課長)

こども育成課の伊藤です。御意見ありがとうございます。

苫小牧市では、教育委員会と連携しながら小学校見学会を実施しているケースもあります。令和6年度から園と小学校の担当者間で検討した上で、見学だけではなくて小学校と園児の交流をしているところもあったりとか、少しずつ取組が、少し内容が濃いものも含めて始めているところなんですけども、まだ実際には道半ばというところで、そういったところの取組というのを、今後、幼小連携事業という位置づけの中でしっかり取り組めるように、引き続き連携を図りながらやっていきたいというふうに考えているところです。

説明は以上になります。

(議長)

よろしいですか。そのほか、質問、御意見はありますでしょうか。高橋委員。

(高橋委員)

ちょっと教えていただきたいんですけども、110ページの128の人権教育の充実という形で新規で上がっているものがあるんですけども、ここに男女混合名簿を活用している学校が16校という形でちょっと記載されているんですけども、これは、混合名簿を活用しているというのはどういうことで活用しているんでしょうかというのと、これ、多分小学校でという形でしょうかというのをちょっと質問させていただきました。

(教育部参事)

御質問をありがとうございます。実際にはこれまで多くの学校では男子、女子という分けた名簿というところで、子供たち、教室等々でも使用しているというところもあったんですけども、現状としては男子、女子を分けずにあいうえお順で一覧になっているものを使いながら様々な場面で子供たちに提示したり活用したりしているというところです。こちらの16校につきましては、小学校、中学校が混ざっているというところで押さえていただければと思います。以上でございます。

(議長)

よろしいですか。そのほか質問、ご意見等はございますか。工藤委員。

(工藤委員)

すみません、私のほうから2点ほどちょっと質問させてほしいんですが、アンケートの中で子供を育てていく上で支援をしていただきたいという内容のものが多々ありまして、特に医療関係の制度といいますけども、これはやっぱり医療に係る補助をしてほしいということだと思うんですね。ほかの自治体でいくと、18歳までは無料でとかという部分もあるんですけど、苫小牧市としてはそこまではいけない、財政的に問題があるとか。いや、いろいろあると思うんですよ。これだけの素案の中でこれだけのものを出すということは、それだけ財政が関わってくることですから、私自身は、果たしてこんなにできるのかなと思っているんです。

だから、やっぱりこういうアンケートで取った医療機関の制度だとか、あと保育、幼稚園の費用負担、これをゼロにしている、無償化している自治体もあるわけですよね。やっぱりそういうところ

ろも見ていただいて、苦小牧としてどこまでしたら無償化できるのか、または副食だとか給食費とかの無料化、そういうものもやっぱりだんだん必要になってくるんだらうなというふうに思うんですよね。それにはいろんな財源が必要なところなので、でもほかの自治体ではそれを実施している自治体もありますので、なぜ、ほかの自治体ができるので、苦小牧市は、したらどこまでできるのかなという部分もちょっと出していただければありがたいかなというふうに思うんですよね。

それともう一つは、これからタブレットを使った授業化ということなんですけど、この間、新聞記事の中でタブレットを使った授業をすると学力が低下しているという記事を私、見たことがあるんですけど、そういうところの検証ってまだされてはいないと思う、これから入ってくるころなので。ただ、先行的にやっている自治体もあるので、そういうところもちょっと見た上で、果たしてタブレットによる授業が本当にいいのかどうかというものの疑問があるんですよね。その辺を少し市側として全面的に進めるのではなくて、いいところはいいところで取っていただいて結構だと思うんですけど、やっぱり駄目なものは駄目でちょっとそこは一時止めていただくとか、そういう方向性をちょっと考えていただきたいなというふうに思うので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

(健康こども部次長)

すみません、健康こども部の吉田です。御質問ありがとうございます。

私のほうからアンケートの子育て支援施策の関係の御回答をさせていただきます。

まず、子供の医療の関係なんですけれども、長らく苦小牧市でも多くの方から要望いただいていた事項になっておりまして、こちらのほうは今年の8月から医療助成の幅を高校生、18歳までということで拡大しております。基本的に課税世帯は1割負担、非課税世帯は初診時の一部負担金のみというような形で、かなり負担を抑えた形で医療にかかりやすい体制を整えたところですので、こちらのほうはこの利用状況をしばらくの間、見ていきたいなというふうに考えております。

なお、所得制限等は設けていませんので、基本的には苦小牧市にお住まいの全ての方が対象となっているというところで、医療助成という点については他市と引けを取らないレベルまで上がったかなというふうに考えてございます。

次に、保育所、幼稚園の費用負担というところで、今、工藤委員のほうからもお話あった副食費の関係については、こちらのほうもこれまでは第3子以降という、無償という形だったものを、第2子以降無償というような形で、こちらのほうも今年度から拡充を図ったところでございます。こちらのアンケートは昨年度に取ったものになっていますので、ちょっとそちらのほうの意見が反映されていない部分はあるかなとは思いますが、そういったところで取り組んでいるところもございますし、このアンケートの中で回復期にあるときの保育サービスというところでは、公立園であります、みその保育園のほうで病後児保育のほうも開始しておりますので、こういった市民ニーズに応じた部分は、ある程度、苦小牧市においても拡充できているかなというところもございしますので、今後もこういったニーズを的確に把握しながら、子育て支援策について何が求められているのかというところに応えてまいりたいというふうに考えてございます。

私のほうからは以上です。

(議長)

はい、どうぞ、事務局のほうから。

(教育部参事)

タブレットの使用について説明をさせていただきたいと思います。

タブレットの使用につきましては、これまでも文房具のように、学習する際の道具の一つとして使えるようにということで、日常的に子供たちが自由に使えることをまず目指しております。そう

いった中ではこれまでどおり教科書、それから様々な教材を中心としながら学びを進めていくというところは変わらないんですけれども、例えば子供たちがそれぞれの課題を追求していく上で、調べ学習としてタブレットを使って調べる、あるいはA Iドリルの活用ということで、さらに子供たちが苦手としているところの問題を解いてみる、あるいはより発展的な問題を解いてみるといった個別の学習に使ったり、それから学習したことをグループで工夫しながら発表する際のツールとして使ってみる、様々な学習場面で効果的に使うというところを子供たちも指導者も実感しながら進めていくというところでございますので、これを全面的に押していくというよりも、子供たちが自ら学び取る学習の中でいかに効果的に使えるかといったところをこれからも模索しながら、より充実した学びになるように進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

(議長)

よろしいでしょうか。そのほか、質問、ご意見はございますか。

なければ、パブリックコメントにいくまでの素案のほうとしての意見をいろいろと取り入れていただいているということで、それに対して審議会として3について承認するというところでよろしいでしょうか。

では、事務局はこの素案について先に進めていただければと思います。

次の議題に移ります。令和7年度特定教育・保育施設等の確認に係る利用定員の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

(こども育成課主査)

それでは、議事(3)令和7年度特定教育・保育施設等の確認に係る利用定員の設定について説明させていただきます。資料4をご覧ください。

まず、1の認可と確認についてですが、認定こども園や幼稚園、保育所、小規模保育施設が、子ども・子育て支援新制度に係る「施設型給付」や「地域型保育給付」と言われます、市がお支払いする運営費補助金の対象となるためには、「認可」と「確認」を受ける必要があります。ここでいう「認可」とは、施設の面積や、給食等の設備、保育士の配置などについて認可基準を満たしていると認められることで、「確認」とは、認可を受けた施設が条件に定められた運営基準に適合しているかどうか審査され、運営費補助金の対象施設となることを確定する手続きとなります。子ども子育て支援新制度を利用する施設は、認可と確認の手続きの両方を行うことで、運営費補助金の支給対象となります。

次に、2 認可定員と利用定員についてですが、認可定員とは施設が認可基準を満たしていると認められた定員で、施設の最大受入能力の意味合いが強く、子ども・子育て支援新制度の給付の対象となっていない私学助成の幼稚園なども含めて、認可を受けるすべての施設で設定する必要があります。

次に、利用定員とは、確認の手続きの際に設定する定員で施設型給付及び地域型保育給付を受ける施設のみ設定するものとなります。利用定員は公定価格、いわゆる運営費補助金の基準単価にも影響します。利用定員が大きくなれば、1人あたりの運営費補助金の単価が下がり、利用定員が小さくなれば1人あたりの補助単価が上がる仕組みになっているため、利用定員をできるだけ低く設定することが収益を上げることの近道となりますが、利用定員を園児数の実態よりも低く設定しすぎると、運営費補助金の減算を受けるため、利用定員は実態に合わせて適切に設定しなければなりません。また、認可定員は施設の最大受入能力の人数として設定し、利用定員は実態の園児数に合わせて認可定員を上限に設定いたします。

次に3利用定員設定及び変更の手続きについてですが、利用定員を設定及び変更する際は、子ども・子育て審議会の意見を聞かなければならない旨が子ども・子育て支援法に定められておりますので、本日はこれに従い委員のみなさまにご意見を伺うものです。利用定員はこの審議会での意見

を踏まえた上で北海道と協議したのち、確定することとなります。

続きまして2ページの4、令和7年度の利用定員（案）についてをご覧ください。まず、教育・保育施設等の施設数についてですが、令和6年度からの変更はなく、52園となっております。次に、事由別異動内訳についてですが、各園の利用定員等の変更をご覧ください。まず始めに、認可保育所ですが、1施設の利用定員の変更でございます。

たいせい保育園さんの利用定員については、令和7年度以降に2号（3～5歳）が利用定員を下回る受入が見込まれるため10名減の33名とし、全体の利用定員を70名といたします。

続きまして、認定こども園ですが、2施設の利用定員の変更、1施設の施設類型変更がございます。始めに、利用定員の変更についてですが、ピノキオ苫小牧幼稚園さんの利用定員については、建替えにより幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行するに伴い変更いたします。3号（0歳）6名、3号（1・2歳）24名の利用定員を新たに設定するほか、2号（3～5歳）を15名増の45名、1号（3～5歳）を45名減の45名とし、全体の利用定員は以前の幼稚園型認定こども園と同じ120名といたします。

原学園ひかり幼稚園さんの利用定員については、2号（3～5歳）が恒常的に上回る受入となっているため10名増の50名、1号（3～5歳）が恒常的に利用定員を下回る受入となっているため40名減の35名とし、全体の利用定員を85名といたします。

次に、施設類型の変更についてですが、幼稚舎あいかさんが保育所型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行いたします。

続きまして、新制度幼稚園ですが、1施設の利用定員の変更でございます。

苫小牧藤幼稚園さんの利用定員については、1号（3～5歳）が恒常的に利用定員を下回る受入となっているため30名減の75名とし、全体の利用店員を75名といたします。

最後に、認定区分毎の利用定員・認可定員（案）をご覧ください。ここでは、各区分の定員の動向についてまとめてあります。保育が必要な3号（0歳）では6名増えて300名、3号（1・2歳）では24名増えて954名、2号（3～5歳）では15名増えて1,554名となります。

次に、保育を必要としない1号（3～5歳）は、新制度幼稚園1園の利用定員が30名減、認定こども園2園の利用定員が85名減となるため、115名減って1,764名となります。1号の3歳から5歳の定員が115名分減員となっても現状の受け入れ態勢には問題なく、引き続き1号は希望する分の受入ができる見込みです。

令和7年度の特定教育・保育施設の確認に係る利用定員の設定についての説明は以上となります。

（議長）

事務局から令和7年度特定教育・保育施設等の確認に係る利用定員の設定について説明がありました。これについて、何か質問はございますか。ご意見のほうは。

では、ないようですので、審議会としてこの素案について承認するというところでよろしいでしょうか。

じゃあ、事務局のほうはよろしく願いいたします。

続きまして、4、今後のスケジュールについて、事務局よりお願いいたします。

（こども育成課主査）

それでは、今後のスケジュールについてご説明いたします。

お手元の資料5をご覧ください。この資料につきましては、令和6年度第1回の審議会でもお示しさせていただきましたが、本日、第3期事業計画素案と令和7年4月に向けた利用定員等の設定をお示し、御審議いただきました。

今後、12月下旬から第3期事業計画のパブリックコメントを実施いたします。

また、令和7年1月には次年度の利用定員について北海道と協議を実施いたします。

令和7年2月中旬に開催予定の第4回審議会において、第3期事業計画の完成報告と特定教育・保育施設等の利用状況及び利用定員の設定につきまして最終版を報告する予定でございます。今後のスケジュールについての説明は、以上でございます。

(議長)

今後のスケジュールにつきまして、事務局より説明がありました。これについて何か質問、ご意見はありますでしょうか。

では、質問がないようですので、次、全体を通しまして質問やご意見など、遠慮なくお願いいたします。下山委員。

(下山委員)

先ほどの利用定員につきましては、私ごとですが、自園も含まれておりまして、御理解をありがとうございました。

1つちょっと疑問に思っていることなんですけれども、待機児童解消のために保護者から希望を取って入所につながっていると思うんですけれども、以前は第1希望、第2希望と希望をいろいろな園に取っていたと思うんですけれども、最近は第1志望だけを書いて、それが希望が定員で入れないという場合には、他園が空いていても待機となっている状態っていうところがあるんですね。そうすると、第1希望が通らないと、そのまま育休を延長しているケースもありまして、その待機の数というのは正確ではないのかなという気がするんですね。育休の延長を否定するつもりはなくて、むしろ望ましいと考えているほうなんですけれども、量の見込み、確保という点で待機児童数が必ずしも量の不足とはなっていない現実があって、この辺は、だから特に1歳児童はいいんですけども、0歳児というのは目標値との差が大きく見えて、実態と違うんじゃないかというところがありまして、こういう点をどうお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思っておりまして。

(議長)

事務局のほうから、よろしく願いいたします。

(こども育成課長)

少々お待ちください、すみません。

すみません、ちょっと質問のことと異なったら申し訳ございませんが、実際、待機児童については、一応私どもの支援事業計画において量の見込みと、あと確保方策ということで進めてきていて、今回については令和11年度までに今ある既存施設の中で超過で受入れをしてもらいながら、待機児童の解消に努めるということで進めていこうというふうに思っています。

それで実態としては、支援事業計画自体が市内全体の確保方策、量の見込みということになっていて、ただ、実際は地域性もあって、近くの保育園に入れない、そこを希望するということで、待機児童としての数としてはないんだけど、実際は保留している方という意味においての数は一定数いらっしゃるという状況になっているのは現状かと思います。

これについては非常に難しいなと思っていて、実際児童数は減っていく中で、今回既存の施設で実際に対応してもらおうのか、新たなものを設置してということは、非常にこちらの事務局としても迷ったところではあったんですけども、まず計画として量の見込みに対して確保方策をしっかりやっていく。その中でできる対応はやっていこうというところで今回お示しさせていただいております。

すみません、もしちょっと答えと質問が一致していなかったら大変申し訳ないんですけども、我々の考え方としてはそのように進めさせていただいているというところと、あとは実態が今、そのような現状になっているということでお話しさせていただきたいと思います。以上です。

(議長)

下山委員。

(下山委員)

ありがとうございます。私がちょっと疑問に思っているのは、ですから、実際に待機といっても、本当の意味での待機ではないなというふうに思うし、逆に育休を延長したくて一つの園しか希望しないという現実もあるところはこのままの形になるのか。実際、他園は空いています。実は私ごとなんですけど、うちの小規模施設もゼロ歳は空いているんですね、なかなか充足しない。そういう中で本当に量の見込み、確保方策というふうにはおっしゃっていますが、そこまでの必要性が本当にあるのかという、そういうところでの疑問なんです。

もう一つ、すみません、ニーズ調査から量の見込み、確保方策としていますが、実績というものをあまり見ていらっしゃらない気がするんですね、今までの資料を拝見していると。前年度の実績からそういう確保数というのを検討しないのか、なぜニーズ調査の数だけを焦点に絞って確保方策とするのかというところも疑問だったものですから、伺いできればと思っています。

(議長)

それについて事務局のほうからありますか。

(健康こども部長)

健康こども部の野見山と申します。御指摘をありがとうございます。

現場の苦しい状況というのを下山委員のほうからお話がありました。今、委員のお話があったように、やはり育休を、要は2年間なりを確保するために申込みをしたときに、第1希望しか記入をしないというケースが実態としてはございます。その部分をなかなか我々行政側としては現状でそこを解消というところについては一定、ご本人、申請される方のお考えというものを尊重しながら対応しているというところが現状でありまして、現実との乖離というか、ギャップというか、そのところは行政としてもやはりちょっと悩ましい問題ではあるなというふうに捉えてはいますが、現状としてはそういう申請を我々としても受けざるを得ないというようなところとなっています。

2点目にありましたニーズ調査の部分でございます。こちらのほうにつきましては、基本はやはりニーズ調査で出てきているニーズというものを一定反映させる確保方策を取るためには、当然ニーズ調査から出てきている数字というものは一番重きがあるというふうには捉えております。

ただ、今回量の見込みを算定するに当たって、私たちも第2期計画までは比較的ニーズ調査の結果ということを重視してやってきた経過がございます。ですので、実際の実績とニーズ調査で出してきた量の見込みとに大きな乖離があったというところは事実であります。その辺を今回第3期の計画策定に当たっては、量の見込みも参考にしつつ、実績の数値、それから各園の状況、そういうものも踏まえた中である程度量の見込みと確保方策というものを考えてきたつもりであります。

したがって、そこは第2期の考え方と第3期のところの積算の方法はちょっと我々としても考え方を変えて、なるべく現実というふうなところに近づける努力はしたつもりであります。まずは、今日御審議いただいたこの素案を基にこれから進めていきたいというふうに考えておりますが、これも実態の状況を見て、中間年には見直しということもありますので、その辺の中で、今、委員から御指摘のあった部分も踏まえて考えていかなければならないというふうに思っておりますので、そこは中間年のところでまた状況を見て判断をさせていただきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

(議長)

もう一度確認ですけど、事務局としては、下山委員がおっしゃったような現実としては十分把握

しているということで、それに対して、下山委員のほうは育休の延長というようなことが話されましたけど、ほかの要因としては、そういうお母さんたちの考え方と何かちょっと違っているようなところはあるでしょうか。大体そういうような傾向でしょうか。質問みたいなことで僕がしていいのかどうか分からないですけど。

(健康こども部長)

基本的にはそういうようなところになります。その考え、やはりかなり大きな要素としてあるというふうに我々は捉えています。ですので、その部分を一定考えながら今回は量の見込みを少し修正というか、調整をさせてもらいましたという説明をさせていただきました。以上でございます。

(議長)

よろしいでしょうか。

(下山委員)

はい、いいです。

(議長)

そのほか、御意見、質問はありますでしょうか。佐藤委員。

(佐藤委員)

要望なんですけれども、膨大な資料で3日前に届いても全部に目を通すというのは非常に大変なんです、仕事がありながら。なるべく1週間前に、せめて1週間前、土日が入るような1週間前に資料を届けていかないと、どうも中途半端になってしまいます。

それと、途中で何か意見を言いたいとなつたときに、またここに来て忘れてしまったりしますので、メールか何かで事前に意見を言って、この場でこういう意見がありました、答えますというような形の形式もちょっと考えていただければ助かるなと思った次第です。

(議長)

今後のやり方について、佐藤委員のほうから貴重な御意見がありました。事務局のほうでよろしくお願いいたします。

(健康こども部長)

貴重な御指摘、ありがとうございました。御指摘はごもつともだと、そのとおりと私も思っております。今回、この素案をお示しするのに100ページを超えるような中身になります。それがぎりぎりというか、全然皆さん、お目通しをしていただく十分な時間がなかったというところは本当に大変申し訳なく思っています。擁護するわけではありませんが、なるべく精度の高いというか、最終のぎりぎりまで素案の中身を確定させる、我々の内部の作業にちょっと今回は時間を要してしまったこともございまして、皆様のお手元に事前にお示しするのが3日前というような状況になってしまいました。そこは真摯に受け止めて反省をしておりますので、今後このようなことがないように、我々も努力をしていかなければならないというふうに考えております。

それから、事前に御意見などをいただけないか、出すようなことができないかというのもごもつともだというふうに思っておりますので、それには本当に大分前から資料をお渡しして、しっかりお目通しをしていただくことが必要だというふうに思っておりますので、その辺も踏まえまして、少し、御意見を、皆様の率直な御意見をいただくことがこの審議会の役割だというふうに捉えておりますので、そこは事務局としては真摯に受け止めて努力をさせていただきたいというふうに思います。御指摘をありがとうございました。

(議長)

事務局のほうでよろしく願いいたします。そのほか、各委員のほうから何かございますでしょうか。

そのほか、これ以外に事務局のほうから報告事項はありますか。

(事務局)

ございません。

(議長)

なければ、それでは皆さん、今日はこれで全ての議事を終了いたします。本日は、皆さん、御苦労様でした。

(司会)

小原会長、ありがとうございました。これをもちまして「令和6年度 第3回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を閉会いたします。本日は長時間にわたる説明・審議に御協力いただきありがとうございました。お帰りの際、お忘れ物などないよう、お気をつけください。